資料

監査指針について

監査に関する実施要領について

総務大臣が定める指針について

■　総務大臣が定める指針は、以下の２つを策定する方向で検討。

・　監査の基本原則を定めた「監査基準（案）」

・　監査の実務のあり方を定めた「実施要領」

↓

■　上記の実施要領の方向性としては、これまでの議論を踏まえ、

１．内部統制を前提とした監査等

２．定期監査、決算審査、例月出納検査が有機的に結合した監査等

を目指すこととしてはどうか。

監査に関する実施要領について

実施要領の検討①

＜１．内部統制を前提とした監査等について＞

■　以下の(1)、(2)により検討を進めることとしてはどうか。

(1)監査委員は、自団体においてリスクが存在する事務事業を優先的に特定し、「これらに対応する想定されるリスクを基にした、しかるべき事前の対策が講じられているか」を監査

＜実施要領との関係＞
・事務事業における重要リスクや監査手続に係る標準的な手引きを、監査の実務家等との議論を経て提示。
⇒主要な手続から順次検討（制度変更等の状況を踏まえ適宜修正）

(2)監査委員は、地方自治法の財務の規定に則して、「全国的なリスクが顕在化した事案」を監査

＜実施要領との関係＞
・全国的なリスクが顕在化した事案について、監査の実務家等との議論を経て紹介するとともに、監査のあり方、監査の着眼点、想定される対応策を提示。
⇒全国的に問題となっている事案を検討（全国的な状況を踏まえ定期的に修正）

監査に関する実施要領について

実施要領の検討②

■　監査委員の対応としては、以下のことが考えられるのではないか。

・　(1)を参考に、自団体の固有の事務事業のリスクへの対応状況を確認

・　(2)を参考に、他団体においてリスクが顕在化した事案について、自団体において同様の問題がないかを確認

⇒　「１．内部統制を前提とした監査等」の検討にあたっては、監査の実態を踏まえる必要があることから、監査の実務家から意見を聴取する方法により、「(1)の手続」や「(2)の事案」を事務局において作成していくこととし、議論のたたき台が固まった段階で、監査部会に報告することとする。

監査に関する実施要領について

実施要領の検討③

<２．定期監査、決算審査、例月出納検査が有機的に結合した監査等について>

■　次回以降の監査部会において議論することとする。

・具体的な論点としては主に以下のことが考えられる。

① 地方公共団体の規模等により監査委員事務局の職員数も異なることから、まずは地方交付税算定の標準団体（人口１０万人）を前提に議論してはどうか。
※都道府県、指定都市の対応は標準団体の対応を踏まえ検討。

② ３つの監査等（定期監査、決算審査、例月出納検査）の目的を明確にすべきではないか。

③ 個別に３つの監査等を行うという考え方から脱却し、一体的な手続として監査を行うことは考えられないか。（監査の結果については、上記の３つの監査等の目的に即した報告をするということは考えられないか。）等

【参考】監査委員事務局の状況

＜監査委員事務局の職員数（定数）＞

（単位：人）

	都道府県	指定都市	中核市	市（※1）	特別区	町	村	合計
職員数の合計	1,054	468	458	2,565	158	559	82	5,344
職員数の平均（※2）	22.4	23.4	9.7	3.6	6.9	1.9	1.7	4.4

（平成28年4月1日現在：地方自治月報第58号を基に作成）

＜監査委員事務局の設置の有無＞

（単位：団体）

	都道府県	指定都市	中核市	市（※1）	特別区	町	村	合計
団体数	47	20	47	723	23	745	183	1,788
事務局を設置している団体の数	47	20	47	713	23	302	49	1,201
事務局を設置していない団体の数	0	0	0	10	0	443	134	587

（平成28年4月1日現在：地方自治月報第58号を基に作成）

※１　指定都市及び中核市を除く市
※２　事務局を設置していない団体については、平均値の算定にあたっての団体数に含めていない。小数点第二位を四捨五入。

〔参考〕町村監査委員事務局職員の兼任状況

職員定数（条例）			現在数	専任		兼任				
						議会事務局		長部局		合計（人）
町村数	人数	平均	人数	町村数	人数	町村数	人数	町村数	人数	
491	851	1.8	1,398	70	87	591	1,130	99	180	1,310

（平成28年4月1日現在）

※『町村等監査委員に関する実態調査結果の概要（平成28年度）』（全国町村監査委員協議会）を基に作成
調査対象団体数は、42都道府県、833団体（一部事務組合・広域連合を含む。）。